



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年2月6日金曜日 第2644号

◇ 目 次 ◇

保安林予定森林.....	(森林整備課).....	65
解除予定保安林.....	(").....	65
保安林の指定の解除(2件).....	(").....	65
建設業者の許可の取消し.....	(土木管理課).....	66
公共測量の実施の通知.....	(道路維持課).....	66
都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧.....	(都市計画課).....	66
宅地建物取引業者の免許の取消し.....	(建築住宅課).....	66
道路の区域変更(県道北条玉川線).....	(東予地方局今治土木事務所).....	66
道路の供用開始(").....	(").....	66
道路の供用開始(県道森松重信線).....	(中予地方局管理課).....	67
道路の供用開始(県道松山川内線).....	(").....	67
道路の区域変更(一般国道378号).....	(南予地方局大洲土木事務所).....	67
道路の供用開始(").....	(").....	67

公 告

愛媛県県民賞の授与.....	(県民生活課).....	68
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	(男女参画・県民協働課).....	68
平成26年度道路管理情報システム新規構築業務の委託.....	(道路維持課).....	68

正 誤

平成26年11月7日付け第2621号愛媛県告示第1239号(愛媛県建設工事請負業者選定要領の一部改正)中.....	(土木管理課).....	69
---	--------------	----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第121号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年2月6日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
東温市滑川字下中屋甲1462、字堂ノ谷戊272
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第122号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年2月6日

愛媛県知事 中村時広

- 1 解除予定保安林の所在場所
西条市大浜字東山5976の4、飯岡字前坂2981の30、2981の31
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
送電変電設備用地とするため

○愛媛県告示第123号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成27年2月6日

愛媛県知事 中村時広

- 1 解除に係る保安林の所在場所
松山市由良町乙282の8、乙282の14、乙282の16、乙282の17
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第124号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成27年 2月 6日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除に係る保安林の所在場所

西予市明浜町依津10番耕地773の7、10番耕地773の8、10番耕

地774の16から10番耕地774の21まで、10番耕地774の23、10番耕地794の9から10番耕地794の12まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第125号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成27年 2月 6日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな った 事 実
(般 - 23) 第 16058 号	平 成 23 年 12 月 20 日	平 建 設 株 式 会 社	重 松 宏 和	松 山 市 小 坂 5 - 13 - 10	平 成 27 年 1 月 27 日	土 木 工 事 業、建 築 工 事 業 と び・土 工 工 事 業 ほ 装 工 事 業 水 道 施 設 工 事 業	同 社 役 員 が 建 設 業 法 第 8 条 第 10 号 に 定 め る 欠 格 要 件 に 該 当 し て いた こと が 判 明 し た た め。

○愛媛県告示第126号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、新居浜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 2月 6日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量（1級基準点）

2 作業期間 平成27年 2月 6日から

28日まで

3 作業地域 新居浜市篠場町

愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成27年 2月 6日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第128号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条の規定に基づき、平成27年 1月27日次の者に係る宅地建物取引業者の免許を取り消した。

平成27年 2月 6日

愛媛県知事 中 村 時 広

商 号	代 表 者 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	免 許 証 番 号
平 建 設 株 式 会 社	重 松 宏 和	松 山 市 小 坂 五 丁 目 13 番 10 号	愛 媛 県 知 事 (9) 第 2825 号

○愛媛県告示第127号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定に基づき、西予都市計画汚物処理場の決定に係る都市計画の図書の写しを

○愛媛県告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 2月 6日

愛媛県知事 中 村 時 広

道 路 の 種 類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	北 条 玉 川 線	今 治 市 玉 川 町 龍 岡 下 字 原 田 甲 846 番 1 从 同 字 甲 822 番 4 まで	旧	メー ト ル 6 4 ~ 17 5	キ ロメー ト ル 0 271	
			新	17.1 ~ 63.2	0 258	

○愛媛県告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のようを開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 2月 6日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	北条玉川線	今治市玉川町龍岡下字原田甲846番 1 から 同字甲822番 4 まで	平成27年 2月 6日

○愛媛県告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 2月 6日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	森松重信線	松山市森松町137番 3 から 同町134番 2 まで	平成27年 2月 6日

○愛媛県告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 2月 6日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山川内線	松山市平井町甲1242番 2 から 同町甲1251番 3 まで	平成27年 2月 6日

○愛媛県告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 2月 6日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	大洲市長浜町晴海 3 番64	旧	メートル 10.4～14.3	キロメートル 0.205	
			新	10.4～20.6	0.205	

○愛媛県告示第134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 2月 6日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	大洲市長浜町晴海 3 番64	平成27年 2月 6日

公 告

○公 告

愛媛県県民賞の授与

愛媛県県民賞条例（昭和32年愛媛県条例第40号）の定めるところにより、平成27年2月4日次のとおり県民賞を授与した。

平成27年2月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 受賞者

アメリカ合衆国カリフォルニア州

なかむら しゅうじ
中 村 修 二

昭和29年5月22日生

2 顕彰する事績の概要

- (1) 昭和29年、西宇和郡瀬戸町（現伊方町）で出生、瀬戸町立大久小学校に入学、その後、大洲市に移られ、大洲市立喜多小学校、同大洲北中学校、愛媛県立大洲高等学校で学ばれた。昭和

48年、徳島大学工学部電子工学科に入学、更に、同大学大学院修士課程に進まれた。

- (2) 昭和54年、徳島県阿南市の日亜化学工業株式会社に入社されると、製品開発にたずさわられ、フロリダ大学への留学を機に、青色LEDの研究に取り組み、ツーフロー方式やダブルヘテロ構造等の画期的な製造方法を編み出され、平成5年に高輝度青色LED、そして平成7年に青紫色レーザーダイオードの開発・製品化に、いずれも世界で初めて成功された。
- (3) 平成12年からは、カリフォルニア大学サンタバーバラ校の教授に就任され、教鞭をとりながら、更に効率の高い照明の研究を続けられている。
- (4) 明るく省エネルギーの白色光を可能にした効率的な青色LEDの発明により、2014年のノーベル物理学賞を受賞された。

以上のとおり、中村修二氏は、我が愛媛県民が誇りとし、師表と仰ぐ人傑であり、県民賞を贈って長くその功績を顕彰するにふさわしい存在と認められる。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年2月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成27年1月22日	NPO法人 ころころ	丹 直 文	松山市古川南三丁目23番25号	この法人は、障害者の自立と社会参加を進めるため、障害者の働く機会の提供と障害者が地域で生活する環境づくり等を図りながら、障害者と健全者が共生できる社会づくりの推進に寄与することを目的とする。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年2月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
防交防第500号測の3
平成26年度道路管理情報システム新規構築委託業務
- (2) 委託業務名及び数量
道路管理情報システム新規構築委託業務 一式
- (3) 委託業務の内容等
仕様書による。
- (4) 委託期間
業務委託契約の成立の日の翌日から平成27年3月31日まで
- (5) 委託業務に係る成果品の納入場所
愛媛県庁本館NOC室
- (6) 入札方法
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載する

こと。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26年度、平成27年度及び平成28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 道路分野のシステム構築の実績を有する者であること。
なお、当該実績に係る業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に請負させたものは、実績としては認めない。
- (3) 本業務で「管理技術者」として配置する予定の技術者が、道路分野のシステム構築に関する従事経験を有する者であること。
- (4) 4(3)に掲げる受領期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県土木部道路都市局道路維持課

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089) 912 2720

- (2) 入札書の受領期限

平成27年3月20日（金）午前9時59分まで

- (3) 入札説明書の交付方法
 - (1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
 - 平成27年 3月20日（金）午前10時00分
 - 愛媛県庁第二別館 5階土木部入札室
- 4 その他
 - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
 - 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
 - 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
 - (3) 入札者に要求される事項
 - この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した業務を確実に遂行できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。
 - なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - 受領期限：平成27年 3月 3日（火）午後 5時15分
 - (4) 入札の無効
 - 2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
 - (5) 契約書作成の要否
 - 要
 - (6) 落札者の決定方法
 - この公告に示した業務を確実に遂行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
 - (7) その他
 - 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
 - (1) Nature and quantity of the service to be rendered:
 - Development of the Road management information system ,
 - 1 set
 - (2) Time limit of tender: 9:59 a.m. , 20 March 2015
 - (3) For further information , please contact: Road Maintenance Division , Road and City Planning Subdepartment , Public Works Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2720

正 誤

○正 誤

平成26年11月 7日付け第2621号愛媛県告示第1239号（愛媛県建設工事請負業者選定要領の一部改正）中

ページ	箇所	誤	正
935	告示番号	愛媛県第1239号	愛媛県告示第1239号